

自動車運送事業の担い手不足と人口減少に伴う輸送需要の減少により、過疎地域等において人流・物流サービスの持続可能性の確保が深刻な課題となっている。

➡ 自動車運送事業者が旅客又は貨物の運送に特化してきた従来のあり方を転換し、サービスの「かけもち」を可能とする。

従 来

【乗合バス】



350kg未満の荷物を運ぶことが可能
（道路運送法第82条）

【貸切バス・タクシー】

旅客運送に特化

【トラック】

貨物運送に特化

活用円滑化（平成29年9月1日～）

【乗合バス】



350kg以上の荷物を運ぶことを可能とする
（貨物自動車運送事業の許可を取得）

※350kg未満の荷物を運ぶ場合は、従来どおり許可不要

【タクシー】



荷物を運ぶことを可能とする
（貨物自動車運送事業の許可を取得）

※過疎地域に限る

【貸切バス】



荷物を運ぶことを可能とする
（貨物自動車運送事業の許可を取得）

※過疎地域に限る

【トラック】



人を運ぶことを可能とする
（旅客自動車運送事業の許可を取得）
※過疎地域に限る、第二種運転免許が必要

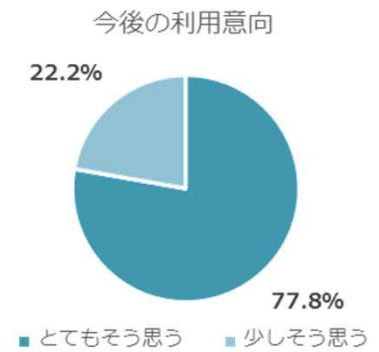
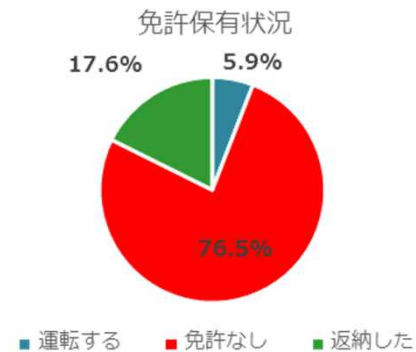
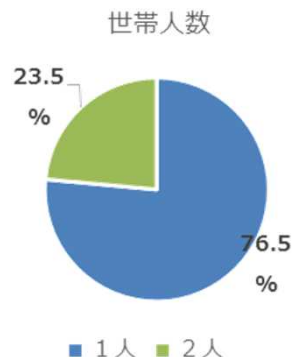
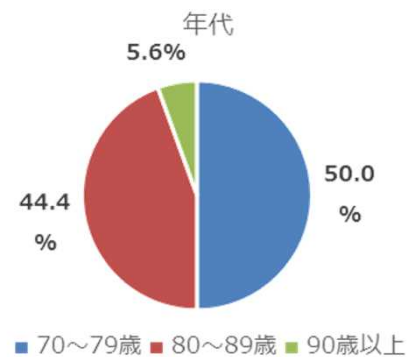
【自家用有償旅客運送者】



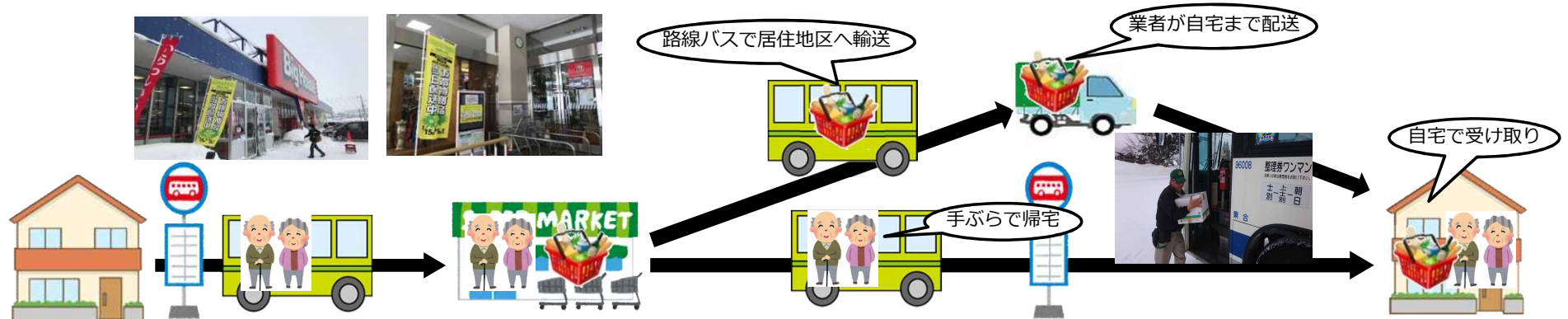
自家用有償旅客運送者が自家用自動車で350kg未満の荷物を運ぶことが可能
（道路運送法第78条第3号の許可を取得）※過疎地域に限る

北海道における貨客混載の取組促進

- 貨客混載の新たな展開として、昨年度は貨客混載バスによる買物支援サービスの実証実験を実施。
- 実験期間中29名65回の利用があり、利用者は全て70歳以上、独居世帯が8割を占め、運転免許保有者は1名のみとの結果が得られた。
- 実証実験の結果を検証するとともに、オペレーション上の課題等を整理し、本格導入へ。



実証実験イメージ



取組の進め方

- ◆ 関係事業者、商業施設で構成するワーキングにより、オペレーション上の課題や配送料金の設定について検討を行い、本格運行プラン(案)を作成。 ※ワーキング開催は2回を想定し、第1回目を7月18日に開催済。
- ◆ ワーキングメンバーに自治体、商工団体を加えた検討会により、本格運行プランを決定し、数日間のトライアルを経て、本格運行へ。